

平成 16 年 12 月 14 日

各 位

不動産投信発行者名

グローバル・ワン不動産投資法人

代表者名 執行役員 勝本 杉雄

(コード番号：8958)

問合せ先

グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社

投信業務部 副部長 山田 信幸

(TEL：03-3262-1494)

### 投資信託委託業者における兼業認可取得に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者であるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社(以下、「GAR」といいます。)は、金融庁より「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下、「投信法」といいます。)に基づく兼業に係る認可を、下記のとおり取得しましたので、お知らせいたします。

なお、当該兼業に係る認可の申請につきましては、平成 16 年 10 月 29 日付け「投資信託委託業者における兼業認可申請に関するお知らせ」において公表しております。

### 記

#### 1. 概要

- (1) 認可内容：宅地建物取引業(投信法第 34 条の 10 第 3 項第 2 号)(注 1)  
：不動産の管理業務(投信法第 34 条の 10 第 3 項第 3 号及び同施行令第 39 条第 1 号)(注 2)
- (2) 認可取得日：平成 16 年 12 月 14 日

(注 1) 宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介する行為のみを業として行うものに限りに、投資信託委託業及び投資法人資産運用業に直接関連するものを除きます。

(注 2) 投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものを除きます。

#### 2. 経緯

GAR は、本投資法人の資産の運用を受託しているとともに、平成 15 年 4 月 2 日付けで、投信法第 34 条の 10 第 1 項第 4 号及び同施行令第 38 条に規定する特定資産に係る投資に関し助言を行う業務(以下、「投資助言業務」といいます。)に係る届出を金融庁に行い、かかる投資助言業務を行って参りました。

GAR は、投資助言業務の顧客に対し、一層効率的かつ質の高いサービスを提供するために兼業認可申請を行い、今般、当該兼業に係る認可を取得しました。

#### 3. 運用状況への影響

本件による本投資法人の平成 17 年 3 月期の運用状況への影響はありません。

#### 4. その他

本件に関する投資信託委託業者の問合せ先

企画総務部 執行役員・部長 小森

課長 川畑

(TEL：03-3262-1614)

以 上

本日この資料は次の記者クラブに配布しています：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.go-reit.co.jp>